

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第 12 号

(所 管) 学校管理部 学務課

件 名	堺市就学援助規則の一部改正について
提 案 理 由	学校給食費の公会計化に伴い、就学援助費における給食費の支給方法について、所要の改正を行うため、本件を上程するものである。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の内容 (1) 堺市立の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒に係る就学援助費における給食費の支給方法について直接、学校給食費に充当することで、給食費に係る援助金の支給を行ったとみなすことに変更するもの (2) その他規定の整備を行うもの 2 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（ ）

議案第 12 号

堺市就学援助規則の一部改正について

堺市就学援助規則の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 3 月 25 日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

堺市就学援助規則の一部を改正する規則

堺市就学援助規則（昭和49年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条中「援助金（」の次に「堺市立の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒の給食費及び」を加える。

第7条第2項から第4項までを次のように改める。

2 援助金は、次の各号に掲げる期日までに支給するものとする。ただし、特別の事情により、期日までに支給することができないときは、援助金の全部又は一部をその日以後に速やかに支給するものとする。

(1) 1期分（4月分から7月分までをいう。以下この項において同じ。） 9月末日まで

(2) 2期分（8月分から12月分までをいう。以下この項において同じ。） 12月末日まで

(3) 3期分（1月分から3月分までをいう。以下この項において同じ。） 3月末日まで

(4) 別表第2号の随時分に係る援助金のうち、受付月が6月及び7月のものに係る1期分 2期分と併せて12月末日まで

(5) 別表第2号の随時分に係る援助金のうち、受付月が11月及び12月のものに係る2期分 3期分と併せて3月末日まで

(6) 入学準備金に係る援助金 入学する予定の年度の前年度の末日まで

3 第1項本文の規定にかかわらず、被援助者が監護する児童又は生徒が堺市立の小学校又は中学校に在籍する場合は、同項第1号に係る援助金については、被援助者が監護する児童又は生徒に係る学校給食費に充当するものとする。この場合において、当該充当をもって被援助者に対する支給とみなす。

4 被援助者が学校納付金等を納付していないときは、校長を経由して被援助者に援助金（堺市立の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒の給食費を除く。）を支給するものとする。

第7条第5項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

堺市就学援助規則（昭和49年教育委員会規則第10号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（援助金の受領及び返納の委任）</p> <p>第6条 第4条の規定により就学援助の決定を受けた保護者（以下「被援助者」という。）は、援助金（小学校への入学に係る入学準備金に係るものを除く。）の受領及び返納について児童又は生徒の在籍する小学校又は中学校の校長（以下「校長」という。）に委任することができる。</p> <p>（就学援助の内容及び支給方法）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 <u>援助金は、1期分（4月分から7月分までをいう。以下この項において同じ。）については9月末日までに、2期分（8月分から12月分までをいう。以下この項において同じ。）については12月末日までに、3期分（1月分から3月分までをいう。以下この項において同じ。）については3月末日までに支給するものとし、別表第2号の随時分に係る援助金のうち、受付月が6月及び7月のものに係る1期分については2期分と併せて12月末日までに、受付月が11月及び12月のものに係る2期分については3期分と併せて3月末日までに支給するものとする。ただし、天災地変その他教育長がやむを得ないと認める理由により、この項に規定する支給期日までに支給することができないときは、援助金の全部又は一部をその日以後に速やかに支給する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、入学準備金に係る援助金については、入学する予定の年度の前年度の末日までに支給する。</u></p> <p>4 <u>第1項第6号及び第7号の費用は、重複して支給しないものとし、小学校又</u></p>	<p>（援助金の受領及び返納の委任）</p> <p>第6条 第4条の規定により就学援助の決定を受けた保護者（以下「被援助者」という。）は、援助金（堺市立の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒の給食費及び小学校への入学に係る入学準備金に係るものを除く。）の受領及び返納について児童又は生徒の在籍する小学校又は中学校の校長（以下「校長」という。）に委任することができる。</p> <p>（就学援助の内容及び支給方法）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 <u>援助金は、次の各号に掲げる期日までに支給するものとする。ただし、特別の事情により、期日までに支給することができないときは、援助金の全部又は一部をその日以後に速やかに支給するものとする。</u></p> <p>(1) <u>1期分（4月分から7月分までをいう。以下この項において同じ。）</u> <u>9月末日まで</u></p> <p>(2) <u>2期分（8月分から12月分までをいう。以下この項において同じ。）</u> <u>12月末日まで</u></p> <p>(3) <u>3期分（1月分から3月分までをいう。以下この項において同じ。）</u> <u>3月末日まで</u></p> <p>(4) <u>別表第2号の随時分に係る援助金のうち、受付月が6月及び7月のもの</u> <u>に係る1期分 2期分と併せて12月末日まで</u></p> <p>(5) <u>別表第2号の随時分に係る援助金のうち、受付月が11月及び12月</u> <u>のものに係る2期分 3期分と併せて3月末日まで</u></p> <p>(6) <u>入学準備金に係る援助金 入学する予定の年度の前年度の末日まで</u></p>

<p><u>は中学校への入学に当たり、その支給は、それぞれ1回に限る。</u></p> <p><u>5 被援助者が学校納付金等を納付していないときは、校長を経由して被援助者に援助金を支給するものとする。</u></p>	<p><u>3 第1項本文の規定にかかわらず、被援助者が監護する児童又は生徒が堺市立の小学校又は中学校に在籍する場合は、同項第1号に係る援助金については、被援助者が監護する児童又は生徒に係る学校給食費に充当するものとする。この場合において、当該充当をもって被援助者に対する支給とみなす。</u></p> <p><u>4 被援助者が学校納付金等を納付していないときは、校長を経由して被援助者に援助金（堺市立の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒の給食費を除く。）を支給するものとする。</u></p>
---	--